

品種登録制度における品種登録出願の審査及び品種登録に関する情報提供について

1 情報提供できる者

何人も、品種登録出願の審査及び品種登録に関する情報を提供することができます。

2 提供できる情報の内容

出願公表された出願品種及び登録品種に関する情報であって、下記（１）～（６）に該当する情報を提供することができます（ただし、拒絶、取下げ、却下等された出願品種に関するものについては、提供することはできません。）

- （１）出願者又は育成者権者が、当該品種の育成をした者又はその承継人ではない旨の情報（種苗法（以下「法」という。）第３条第１項柱書関係）
- （２）品種登録出願が区別性（法第３条第１項第１号）、均一性（法第３条第１項第２号）、安定性（法第３条第１項第３号）の要件を満たさないために品種登録をすることができない旨又は品種登録がこれらの要件を満たさずになされたものである旨の情報
- （３）品種登録出願が未譲渡性（法第４条第２項）、共同出願（法第５条第３項）、先願（法第９条第１項）又は外国人の権利の享有（法第１０条）の要件を満たさないために品種登録することができない旨又は品種登録がこれらの要件を満たさずになされたものである旨の情報
- （４）品種登録後、登録品種が均一性（法第３条第１項第２号）又は安定性（法第３条第１項第３号）の要件を備えなくなった旨の情報（法第４９条第１項第２号関係）
- （５）出願品種又は登録品種の名称が、出願品種の種苗にかかる登録商標又は当該種苗と類似の商品にかかる登録商標と同一又は類似のものである場合（法第４条第１項第２号）、出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務にかかる登録商標と同一又は類似のものである場合（法第４条第１項第３号）、出願品種に関し、誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものである場合（法第４条第１項第４号）のいずれかに該当する旨の情報
- （６）品種登録後、育成者権者が法第１０条の規定により育成者権を享有することができなくなった旨の情報（法第４９条第１項第３号関係）

3 提供できる情報の媒体

- （１）情報提供は、情報提供書（様式第１号）を、郵便、電子メール又はＦＡＸにより提出して下さい。
- （２）情報提供者が匿名を希望する場合は、情報提供書の提供者欄の記載を省略することができます。
- （３）情報提供書には、提供しようとする情報の裏付けとなる資料を添付することができます。添付できる資料は、カタログ、刊行物、写真、契約書、品種特性情報、試験結果報告書、インターネット等の情報の内容をプリントアウトしたもののほか、証拠となる映像等が記録されているビデオテープ、ＣＤ、ＤＶＤ等の電子媒体です。
- （４）植物体、果実等の現物は提供できない。ただし、その後、必要に応じて現物の提供を求める場合があります。